

東国内乱期における安保氏の立場について

—常陸国下妻莊小嶋郷の宛行と還補をめぐって—

森内 優子

はじめに

本県の神川町を本拠地とした武蔵武士・安保氏については、これまで同氏の伝来文書である「安保文書」を中心として研究が進められており、その活動の実態が明らかにされつつある^①。とりわけ、福田以久生氏は、横浜市立大学所蔵の安保文書一点一点に解説をつけて紹介され、それを受けて伊藤一美氏は、横浜市立大学所蔵の安保文書と、当時個人蔵で現在埼玉県立文書館所蔵の安保文書、そして八坂神社文書や正木文書などの文書群の中に散見する安保氏に関する文書をも集大成して『武蔵武士の一樣態——安保氏の研究——』^②を刊行された。鎌倉時代から戦国時代にいたる安保氏の動向は、本書に網羅され、まとめあげられているといつてよい。

本稿は、これらの先学に学びながら、応永年間の安保氏の動向について、常陸国下妻莊小嶋郷の宛行をキーワードに、若干の考察を試みようとするものである。

一、鎌倉府奉行人安保氏について

はじめに、鎌倉府における安保氏の立場について、鎌倉府奉行人の問題にふれておきたい。

鎌倉府の体制は、鎌倉府の年中行事を記した「殿中以下年中行事」^④をはじめとする文献にみられるように、頂点に鎌倉公方を配し、その下に「公方殿ノ御代官」たる「関東管領」、諸国の「守護」、そして公方の直属の家臣である「奉公衆」^⑤が従った。政所・問注所・侍所等の役所を指揮する関東管領は、自らも直属の「管領奉行」や「被官」を抱えていた。守護は山内上杉氏の支配する上野・武蔵・伊豆のほか、相模の三浦氏、常陸の佐竹氏などそれぞれ国ごとに配置された。また、奉公衆は「宿老」「御所奉行」「御所奉行入」「御厩別当」などに分かれていた。さらに、身分階層では、「管領(上杉氏)」・「御一家(吉良・渋川・一色などの諸氏)」・「外様(小山・結城・小田・宇都宮・那須・佐竹・千葉)」・「奉公衆(公方直臣団)」・「国人」・「一揆」に分けられる^⑥。

『下妻市史』は、応永二年（一三九四）十月、安保憲光が太田莊須賀郷半分（宮代町須賀）の代わりに、常陸国下妻莊内小嶋郷半分を宛行われたことについての解説中で、安保氏が鎌倉府の奉公衆であったとしている⁽⁷⁾。文中には、この時期の安保氏を鎌倉府奉公衆とみなした根拠は示されておらず、管見の限りでは、この時期に安保氏が奉公衆となっていた確証は見出せない。軽うじてその可能性を示唆するものとして、少し時期は下がるが、足利持氏が鎌倉公方であった時代に作成されたとされる「鏝阿寺文書目録」⁽⁹⁾がある。これには「奉行安保丹波守」との記述があり、持氏の公方任中（応永十六年〜永享十一年）に安保氏が鎌倉府奉行人として活動していたことが知られている⁽¹⁰⁾。で、応永二年頃に奉公衆であった可能性も否定しきれないと思われるからである。ただ、その場合も、広く「奉公衆」と捉えるのではなく、「奉公衆」の中の「奉行人」としたほうが実態に近いのではないかと思う。この鏝阿寺文書に「奉行安保丹波守」と記されているだけでなく、前述のとおり、「奉公衆」とは鎌倉公方の直属の家臣の総称であるため、このなかで安保氏が該当するとすれば、梶原氏・二階堂氏といった鎌倉幕府以来の伝統的官僚が並ぶ「御所奉行」ではなく、「御所奉行人」がふさわしいと考えられるからである⁽¹¹⁾。

しかし、現在のところ、安保氏の奉行人としての活動を示す史料はほとんどなく、不確実な点が多いと言わざるを得ない。前述の「殿中以下年中行事」には奉公衆として活躍した諸氏が書上げられているが、その中に安保氏は見えない。また、これまでのところ、安保氏が

東国内乱期における安保氏の立場について（森内）

奉行人として奉書を発給した形跡を見出すこともできない。そのような中で示唆的なのは、「職原鈔」（北畠親房による有職故実の基本文献）の阪大本にみえる「北司員外郎丹治宿禰」や、足利学校本にみえる「紫微舍人丹治宿禰氏泰」の名である。加治宏江氏の研究によれば、文明十四年（二四八二）、安保氏泰（宗繁の子）が足利学校において「職原鈔」（北畠親房による有職故実の基本文献）諸本の筆写と校合を行い、さらに京都の宗祇を介して京都二条派とも接してその研究を極めたことが明らかとなっている⁽¹²⁾。さらに、安保氏泰は、御成敗式目注釈も作成しており、これもまた足利学校で行なわれたと考えられている⁽¹³⁾。

こうしてみると、先の「鏝阿寺文書目録」からうかがわれる仕事といい、この足利学校における仕事といい、それらは、文書の筆写作成・研究・管理といったものであり、安保氏がそうした内容の事務を専門として鎌倉府に仕えていたことが推測されるのである。

では、安保氏にとって、鎌倉府の奉行人となることほどのような意味をもったのであろうか。鎌倉府に仕えるのは、支配者たる鎌倉府に、何か期待するところがあつてのことであろう。それは、当然のことながら、所領獲得・維持管理における近隣勢力との抗争において鎌倉府権力を後盾とすることであつたと思われる。これは同時に、安保氏が、かつて丹党の一員として共に名を連ねていた周辺地域の武蔵武士は一線を画し、鎌倉府を内側から支える存在に大きく成長したことをも意味している。そして、万が一鎌倉府に敵対する勢力が現れた

ときには、奉行人を輩出する一族として、鎌倉府の戦力なることを求められていたことであろう。

次節では、そうした背景を踏まえながら、「下妻荘宛行」というできごとを通して、安保氏のおかれた立場を考えてみる。

二、下妻荘の宛行と還補

一
はじめに、安保憲光が常陸国下妻荘小嶋郷を宛行われてから、還補されるまでの経過を、ひととおり追っておきたい。

一三〇〇年代後半になると、上野・伊豆・上総における関東管領上杉氏の勢力が安定し、足利氏満は鎌倉公方としての自己基盤を固めるべく武蔵国の御料所化を目指していた⁽¹⁴⁾。安保憲光は、応永二年（一三九五）十月十七日付の足利氏満宛行状⁽¹⁵⁾によって、太田荘須賀郷半分を召し上げられ、代わりに常陸国下妻荘小嶋郷半分を与えられた。これは、太田荘を直轄領としたい鎌倉府の施策によるものと考えられる⁽¹⁶⁾。

この後、しばらく下妻荘の支配に関する史料はなく、次にみえるのは上杉禅秀の乱が終結した応永二十四年（一四一七）のものである。応永二十三年に上杉禅秀の乱が勃発すると、安保宗繁は鎌倉府側として戦っている⁽¹⁷⁾。そして乱の翌年、安保宗繁は、以前、父憲光が太田荘須賀郷半分の代わりとして得た常陸国下妻荘小嶋郷半分を還補された⁽¹⁸⁾。すなわち、応永二年に所領を得てから禅秀の乱勃発にいたる二十年⁽¹⁹⁾の間に、安保氏は何らかの理由で下妻荘を没収され、禅秀の乱に

おける功績によって、再び宛行われたのであった。

ところで、下妻荘のある常陸国は、応永二年当時どのような情勢下にあったのであろうか。守護は、代々佐竹氏が務めていた。佐竹氏は、前述のように鎌倉府体制下において「外様」と位置付けられていたが⁽²⁰⁾、さらに国内は、「守護佐竹氏がその職権に基づいた政治的権威を一国全体に及ぼし得ないほど国人（特に大掾氏）の力は大きなもので、国人相互の関係も中小規模の武士が割拠するという状況ではなく、（一枚岩とは言えないにせよ）「家督」大掾氏を中心とした一族の結びつきの強さが推測される」といった複雑な状況にあった。佐竹氏は、常陸国内の国人（特に大掾氏）の勢力に対抗するため、山内上杉氏に近づく傾向にあり⁽²¹⁾、常陸国内の所領への鎌倉府の関与を、歓迎こそしないまでも、黙認傾向にあったと考えられる。しかし、常陸国内の他の国人たちにとっては、鎌倉府の直轄領政策を進めるという目的のために、武蔵国の国人安保宗繁へ常陸国内の領地が与えられることは、不快であったに違いない。なぜなら、下妻荘は、鎌倉時代に在地領主から没収されて北条氏一門の大仏氏の支配下に入り、その後、「足利氏が大宝八幡宮別当職の補任をも含めて在地支配を強め、鎌倉府の影響を強めていった」という歴史的経緯をもっていたからである。つまり、在地領主からすれば、鎌倉幕府や鎌倉府が、組織を形成し勢力を拡大する過程において奪われた土地なのであり、実際鎌倉幕府が崩壊したときに、在地領主たちは一斉に所領回復に動いたほどであった⁽²⁴⁾。それがまた鎌倉府の所領として落ち着いてしまえば、鎌倉幕

府に押さえられてしまつていたときと何も変わらなくなつてしまつたのである。このとき常陸国内から不満の声が挙がつた事を示す史料は残されてないが、こうした鎌倉府の常陸国内への干渉が、佐竹氏と他の国人の温度差を生み、さらには、のちに常陸国の国人の多くが京都府扶持衆化する素地を作つたと思われる。加えて、もしもこの時点で安保氏がすでに鎌倉府の奉行人という立場であつたならば、露骨な鎌倉府勢力の介入ということになり、より常陸の国人を刺激したことであらう。

前述のように下妻莊小嶋郷半分は、応永二十四年三月十日、関東管領上杉憲基の施行状をもつて、安保宗繁に還補された。この頃になると、常陸国内の事情にやや変化がみられる。常陸国守護は依然として佐竹氏であつたが、当主は山内上杉氏から佐竹氏に養子として入つた義憲であつた。彼は関東管領上杉憲基の実弟であり、限りなく山内上杉氏や鎌倉府に近い立場にあつた。より鎌倉府に忠実な守護が誕生したのである。

二

次に、以上のような背景のもとで、安保氏が一時的に下妻莊小嶋郷を没収されていた理由を考えたい。これまでその理由としては、後小松天皇による、安保宗繁への叙位任官が挙げられていた。任官の口宣案の袖に、將軍義持の花押が据えられていることから、叙任は、將軍の推薦（吹挙）あつたことであり、このことが安保氏と幕府の急速

な接近を意味するとの解釈によるものである。確かに、鎌倉府と幕府が二代鎌倉公方氏満の代から対立の傾向にあつたことは周知のとおりであり、そのような状況下で国人が鎌倉府を介することなく幕府と接触したとするならば、鎌倉府は見逃すわけにはいかなかつたであらう。しかし、宗繁の叙位任官は、本当に鎌倉府の預かり知らぬところで行われたものであらうか。そこで、応永十六年（一四〇九）七月二日という叙位任官の時期に注目したい。

応永十六年七月の時点での鎌倉府の首脳は、鎌倉公方足利満兼、関東管領上杉憲定であつたが、公方満兼は、七月二十二日に病没している。その死因について、これまでに知られる史料では、毒を盛られるなどの謀殺説はみられないことから、闘病の末の最期であつたとすれば、この叙任の口宣案が発給された七月二日には、すでに病が重篤であつたと想定される。後を継ぐことになる幸王丸（のちの持氏）はまだ十二歳であり、上杉一門の長老として政務をみていた朝宗も、満兼の死去と同時に隠棲したことを考えると、実権は管領憲定に移つていたとみてよいであらう。つまり、宗繁が叙任を受けるにあつては、時の実権者上杉憲定の理解を得ておくことが必須条件であつたに違いない。逆にいえば、憲定に隠したままでの叙任がどれほど危険なことか、宗繁はわかっていたはずである。場合によっては、病の床にあつた満兼も了承していたのかもしれない。いずれにしても、安保氏の叙任が鎌倉府の全く預かり知らぬところで行なわれたものとは考え難いであらう。

そこで背景を探るために、憲定をとりまく当時の環境をみてみたい。上杉憲定は、犬懸上杉氏から関東管領になった朝宗とともに、鎌倉公方満兼を補佐した。応永六年（一三九九）、幕府に叛旗を翻した大内義弘（応永の乱）に呼応して、鎌倉公方満兼が出兵した際、憲定はこれを諫めて幕府と鎌倉府の衝突を回避させている。また、その翌年、同じく義弘に呼応して挙兵した今川貞世を、足利義満の命で討ち取ったのも憲定であった。さらにいえば、鎌倉公方独自の在京使節は存在せず、「幕府＝京都との連絡・交渉の細事一般は、必然的に関東管領上杉氏に託され」⁽²⁹⁾ていたといわれる。これらのことから、関東管領上杉憲定と幕府の結びつきが想定され、宗繁の任官についても、幕府と情報を交わしていたとしても全く不思議ではない。

上杉憲定は、応永十二年（一四〇五）九月に、朝宗が管領職を辞したのを受けて関東管領に就任した。その後、憲定は応永十八年正月に管領を辞職しているが、それには、前年の応永十七年八月に起きた足利満隆（持氏の叔父）謀反が関与しているといわれている⁽³¹⁾。これは、幼い公方持氏の補佐という名目で実権を握った憲定とその一派に対して、不満を抱く満隆が、憲定のライバル犬懸上杉禪秀と結び、クーデターに踏み切ったというものである⁽³²⁾。応永十八年、憲定に替わって関東管領に就任したのは、犬懸上杉氏の氏憲入道禪秀（朝宗の子、以下本稿では禪秀の呼称で統一する）であった。尤も、禪秀は応永十七年十月十一日すでに関東管領奉書を発給しており、⁽³³⁾実質的には応永十七年から関東管領として実権を握っていた⁽³⁴⁾。このことから、禪秀の正

式な関東管領就任は応永十八年であるが、実質的な交替は十七年十月までに行なわれたことがわかる。そして前述のとおり、憲定と禪秀の関東管領交替は、応永十七年八月の足利満隆謀反が直接的なきっかけとなった可能性が高く、そしてのちに手を組んで反乱をおこす満隆と禪秀は、すでにこの応永十八年の謀反未遂の時点で連携していたと考えられているのである⁽³⁵⁾。

一方、下妻荘のある常陸国内では、禪秀と守護佐竹氏との不和が、表面化しつつあった。その発端は、応永二十一年（一四一四）八月二十日、常陸国守護佐竹義憲の下人が鶴岡八幡宮の社頭で狼藉を働いたとの理由により、那珂東郡国井郷が没収されたという出来事である⁽³⁶⁾。これについて江田郁夫氏は、この背景で、関東管領となった禪秀がライバル山内上杉氏と親しい佐竹氏に対する圧力をかけ、また、禪秀が佐竹氏とライバル関係にある常陸国の国人大掾氏へ四男を養子に出して結びつきを強めていたことを指摘され、山内上杉氏の有力拠点である常陸国において、犬懸上杉氏が勢力拡大の巻き返しをはかったものとみておられる⁽³⁷⁾。さらには、この頃から応永二十四年までの数年間、佐竹義憲の守護としての活動が史料上から確認できないことから、犬懸上杉氏出身の氏憲が、山内上杉氏出身の佐竹義憲による常陸国支配を牽制して守護職を解き、佐竹氏庶流の山入氏を常陸国守護に補任したのではないかという見方もあって興味深い⁽³⁸⁾。また、常陸国内の田中荘や北条郡宿郷が、犬懸上杉氏の所領となっていたことも指摘されており、⁽³⁹⁾常陸国経営は、禪秀にとって、単に関東管領としての関わりだ

けでなく、一族の所領経営を含む懸案であったといえる。加えて、のちに禅秀が管領職を辞する契機となったのが、犬懸上杉家の家人「常陸国住人越幡六郎」の処分であったことも踏まえると、山内・犬懸両上杉氏にとって、常陸国のもつ意味の深さが感じられる。⁴⁰⁾

ここまでの顛末を一言で言い表すならば、『応永十七年十月、満隆と組んで上杉憲定を関東管領の座からおろした禅秀は、自ら関東管領となつて常陸国内に触手を伸ばし、支配に干渉して山内上杉氏と結びつきの強かつた佐竹氏を排除した』ということになるであろう。

さて、かなり回り道をしてしまったが、安保宗繁の問題に戻ろう。

宗繁は叙位任官を受けるにあたり、おそらく時の実力者である上杉憲定の了承を得ていたと前述したが、その憲定は、禅秀によつて失脚させられた。鎌倉公方持氏は未だ幼く、まさに鎌倉府の実権は禅秀に集中した。禅秀は、近隣の大名・国人と姻戚関係を結び、その勢力拡大に努めたといわれているが、山内上杉氏から養子に入つた佐竹義憲が守護を務める常陸国は、最も扱いづらいつころであつたと思われ。それを乗り越えるべく苦心した策が、前述の大塚氏との養子縁組であり、那珂東郡国井郷の没収であつた。そうしてみたとき、安保宗繁の下妻庄小嶋郷の没収は、このような禅秀の一連の常陸国政策と無縁ではないように思われる。確かに、当時幕府が関東の武將を一本釣りて懐柔しようとしていたという事実から鑑みても將軍の吹拳をもつて関東の武士に叙位任官が為されることは、鎌倉府にとつて好ましいことではなかつたかもしれない。しかし、幕府の求めに応じていわゆ

る京都扶持衆化していった者たちが、一様に鎌倉府における処遇に不満をもつていたの⁴³⁾に対し、安保氏は、かつて鎌倉府に弓ひいた畠山国清の乱の処理においても寛大な処分をもつて遇されており、⁴⁴⁾殊更に幕府に近づくことを指向していたとは思えないのである。

また安保氏と山内上杉氏の結びつきについて、①武蔵国、上野国、信濃国に接した要衝である埼玉県神川町を本拠地としていたこと、②上杉憲顕復権後、武蔵国・上野国の守護は一時の例外を除いて、ほぼ山内上杉氏が世襲していたこと、③のちに安保氏は武州白旗一揆の監督を任されているが、⁴⁵⁾上州白旗一揆の統括者である山内上杉氏との連携がうかがわれること⁴⁶⁾などから、浅からぬものを感じる。

そして、もうひとつ気になるのは、安保氏と岩松氏の関係である。以前筆者は、『畠山国清の乱にあたり、多くの武蔵武士が鎌倉府にくくなかで、安保氏が鎌倉府に叛き国清に味方したことについて、隣接した所領を有し、拮抗する微妙な力関係にあつた岩松氏が、上杉憲顕の娘婿という立場を生かして勢力を伸ばすことが想定されるという事情が背景にあつたため、苦渋の選択の結果として国清に与力せざるを得なかつたのではないか』と述べた⁴⁷⁾ことがある。この当時、それぞれの当主はすでに代替わりしているが、国清に味方したにもかかわらず、安保氏が寛大な処分をもつて赦されたため、安保氏・岩松氏の基本的な位置付けには大きな変化はないものと思われ、よつて、当然上杉禅秀をめぐる一連の騒動においても、その拮抗した力関係による微妙な立場のまま、それぞれ対処したと思われる。そこで見過ごせない

のは、岩松満純が上杉禪秀の娘婿であることである。⁽⁴⁸⁾ 禪秀の娘が岩松満純に嫁いだ時期は明らかではないが、二人の間に生まれた家純が応永十六年（一四〇九）の出生と考えられることから、⁽⁴⁹⁾ おそくとも応永十五・六年前後には姻戚関係が結ばれていたのではないかと思われる。

応永十六年頃に、鎌倉府で実権をもっていた犬懸上杉氏の朝宗が、孫娘を岩松氏に嫁がせて姻戚関係によって犬懸・岩松ラインが結ばれた。それを受けて、岩松氏と拮抗する立場にあつた安保氏と、犬懸上杉氏のライバルであつた山内上杉氏とが接近することはあり得ないことではない。ちょうどその頃に、安保氏が叙任されていることは注目すべきではないだろうか。

これまで「山内上杉を超えられなかった」というイメージの強かつた犬懸上杉氏の勢力は近年再評価されており、朝宗の実力とともに、禪秀のきめ細かな努力によつて、その支持勢力は関東全体に及んでいたといわれる。⁽⁵⁰⁾ このことは裏を反せば、犬懸上杉氏が、山内上杉氏にとつて十分脅威に値したということである。実際、禪秀の乱では、鎌倉公方持氏の処遇に不満をもつ武蔵武士が多数禪秀側につき、畠山国清の乱とは全く違う様相を呈していた。岩松満純は娘婿として当然禪秀に味方し、一方、安保氏は鎌倉府側についた。禪秀の乱は、結果的に、より一層外様たちの鎌倉府離れを促進し、いわゆる京都扶持衆化への動きに弾みをつけたとされるが、⁽⁵¹⁾ 彼等に対する公方持氏の肅清もまた激しさを増し、そのことが鎌倉府滅亡への道筋をつけたことは周

知のとおりである。

以上のような背景を踏まえ、安保宗繁が下妻莊小嶋郷を没収された主因は、常陸国から山内上杉氏の勢力をできるだけ排除し、自らの勢力下におきたいという禪秀の常陸国政策の一環で行なわれた処置であり、安保宗繁の過失によるものではないと考える。尤も、没収の大義名分に、叙任官の件が使われた可能性は否定しない。また没収の時期は、禪秀が管領を務めた応永十八年から二十三年の間と推測される。

応永二十三年、成長した公方持氏と対立した禪秀は、ついに挙兵し、翌二十四年正月自害した。すると、その二か月後の三月、しばらく動向のみえなかつた佐竹義憲が、安保憲光に下妻莊小嶋郷半分を還補する施行状に、再び常陸国守護として姿を顕わすのも示唆的である。⁽⁵²⁾

なお、鎌倉府が安保氏に他の所領を与えるのではなく、下妻莊を還補したことについては、そもそも下妻莊小嶋郷の没収が政治的な理由によるものであることから、禪秀体制以前の状態に原状回復しようとした結果と考えられる。そしてもうひとつには、本来外様である佐竹氏と、その佐竹氏が支配しきれない真壁氏・大塚氏・小栗氏といった国内の諸氏が幕府と近づき京都扶持衆化していた当時の常陸国の情勢を考えたとき、⁽⁵³⁾ 鎌倉府の奉行人たる安保氏が「親幕府勢力内にうちこまれた楔」となることを期待しての還補だったのでないだろうか。⁽⁵⁴⁾

三、むすびにかえて

迂遠な言い回しに終始してしまったので、これまでに検討したことを整理しておきたい。

①残された史料から類推するに、安保氏は、文書の筆写作成・研究・管理といった分野を専門として鎌倉府に任えていたと思われる、少なくとも持氏の代には、奉行人としての位置付けで活動していた。

②安保憲光は、応永二年（一三九五）十月十七日付で、守護佐竹氏支配下の（といつても多分に鎌倉府の影響下にある）下妻荘を、太田荘の替えとして宛行われたが、応永二十四年三月には、子の宗繁が「還補」という形で再度、下妻荘小嶋郷を宛行われている。これは、幕府の吹拳によって応永十六年七月二日に叙任されたことを咎められて、一時没収されていたものと考えられていたが、鎌倉府からそれなりの処遇を受けていた当時の安保氏が、鎌倉府に内密に叙任を受けるとは考えにくく、おそらくは関東管領上杉憲定（あるいは公方満兼も）の了解を得ていたのではないかと思われる。ただし、満兼はまもなく病没し、憲定は満隆と禪秀のクーデターによって関東管領を辞することとなったため、次期関東管領上杉禪秀からは、処分に値する行為と受け取られた可能性がある。

③憲定にかわって関東管領に就任した禪秀は、常陸国において、佐竹氏の所領を没収したり、佐竹氏のライバルである大掾氏とが縁戚関係を保つなど、それまでの山内上杉氏寄りの体制の解体をはかっ

東国内乱期における安保氏の立場について（森内）

た。さらに、一時佐竹氏の守護職が解任されて佐竹氏庶流の山内氏を守護とした可能性も指摘されており、こうした情勢からみて、安保氏が下妻荘小嶋郷を没収されたのは、安保氏の過失によるものというよりも、禪秀の常陸国政策の一環の可能性が高いと思われる。

④安保氏は、禪秀の拳兵にあたり鎌倉公方持氏側として戦い、乱終結後、以前没収されていた下妻荘小嶋郷は、関東管領上杉憲基から常陸国守護佐竹義憲に宛てた施行状によって還補された。この還補は、氏憲体制以前に復する処置に他ならない。また、あえて安保氏に下妻荘を宛行つた意味を見出すならば、未だ佐竹氏の支配が一国に行き渡らず、力を有した国人が幕府と近づき京都扶持衆化していた常陸国に鎌倉府の勢力としての安保氏を配置することで、親幕府勢力内に打ち込んだ楔の役割を期待したのではないかと思われる。

以上、応永年間を中心に、下妻荘小嶋郷を通して安保氏を取り巻く情勢を考えた。そこから浮かびあがってきたのは、畠山国清の乱での鎌倉府への敵対を特別のはからいで赦された後、鎌倉府に近づき鎌倉府に奉任することで自己の立場を確立し、安定させようとする安保氏の姿であった。おそらくは奉行人という地位を得たものと思われるが、その就任の時期は明らかではない。しかし、主として文書に関わる仕事に携わっていたことは、すでに先学によって明らかにされているところである。そしてそうした流れを踏まえて下妻荘小嶋郷の宛行・還補の件を考えてみると、その背景には関東管領上杉氏の山内家

と犬懸家の対立及び主権交替があり、安保氏はそれに巻き込まれたのではないかと思われる。また、安保氏自身にとつても、長年隣接する領地を有し、微妙な距離を保ってきた岩松氏との関わりもあつて、上杉禅秀の支配下では雌伏を余儀なくされた。

その後、禅秀の乱による禅秀失脚とともに大幅に勢力を殺がれた岩松氏に対し、安保氏は鎌倉府方として安定した勢力を保持することになった。さらに、今回は触れ得なかつたが、安保氏は前述のように白旗一揆の統括などを通じて、おそらく今後より一層山内上杉氏との連携を強めていき、そのことが、永享の乱における幕府・山内上杉氏方としての立場につながつていったと思われる。

なお、安保氏は白旗一揆を率いたことでも知られるが、白旗一揆の研究は、白旗一揆が武州・上州に分裂したのち、上州については群馬県研究者を中心に論考がみられるのに比して、武州白旗一揆は取り上げられることが少ないように思われる。京都扶持衆化していたともいわれる白旗一揆⁵⁵の変遷は、安保氏のおかれた立場を考えるうえで重要な鍵となるであろう。今後の課題としたい。

註

- (1) 福島正義「北武蔵の豪族安保氏について」『武蔵武士の研究』（福島正義先生還暦記念事業発起人一同編、一九八五年）（初出は『歴史教育』十巻八号、一九六二年）・太田順三「安保直実について」（『民衆史研究』八号、一九七〇年）・伊藤一美「安保氏伝来文書のゆくえ」

- (2) 『練馬郷土史研究会会報』一〇九号、一九七四年）・伊藤一美「御成敗式目注釈と安保氏泰」（『戦国史研究』一号、一九八一年）・伊藤一美「安保清和氏所蔵の安保文書写について」（『戦国史研究』一六号、一九八八年）・宇高良哲「安保氏の御嶽落城と関東管領上杉憲政の越後落ち」（『埼玉県史研究』第二二号、一九八八年）・伊藤一美「安保文書」の伝来とその写本について」（『埼玉県史研究』第三七号、一九九二年）など。
- (3) 福田以久生「横浜市立大学図書館所蔵の古文書について（その二）」（『横浜市立大学論叢』第二八巻人文科学系列第一号、一九七六年）
- (4) 文献出版、一九八一年
- (5) 『群書類従』所収。「鎌倉年中行事」「成氏年中行事」ともいう。
- (6) 「奉公衆」という言葉が当時から使われていたかについては、やや疑問が残るところではあるが、本稿では便宜上「奉公衆」と表記することとする。
- (7) このことに関する研究は多いが、例えば峰岸純夫「東国における十五世紀後半の内乱の意義」（『地方史研究』第一三巻六号、一九六三年）、佐藤博信「殿中以下年中行事」に関する一考察」（『民衆史研究』一〇号、一九七二年）、山田邦明「鎌倉府の奉公衆」（『史学雑誌』第九六編 第三号）など。
- (8) 『新編埼玉県史』資料編5 中世1古文書1（以下、『埼』と略す）五八五号
- (9) 『下妻市史』通史編（原始・古代・中世）第四章 室町時代の下妻地方
- (10) 鑊阿寺文書・『埼』八三九号
- (11) 伊藤一美「室町期の安保氏」（註(3) 前掲書所収）。ここでは、「安

保丹波守」なる人物が足利基代の判のある文書の案内を作成したことが指摘されている。

(11) ちなみに、より小さい規模の国人層や一揆は、これ以外のまとまりに位置付けられ、奉行人とは区別されている。

(12) 加地宏江「職原鈔諸本の系譜―思想的考察への序説―」（『日本史研究』第三二七号、一九七四年）、伊藤一美「古河公方の成立と安保氏」（註(3) 前掲書所収）

(13) 註(1) 前掲伊藤論文「御成敗式目注釈と安保氏泰―戦国期の安保殿流注釈学の一コマ―」

(14) 小国浩寿「鎌倉府北関東支配の形成」（『鎌倉府と東国』吉川弘文館、二〇〇一年）

(15) 註(7) 前掲文書

(16) 註(14) 前掲・小国論文。太田荘は、下野国の小山氏の所有であったが、太田荘を御料所とするため、鎌倉府が小山義政を挑発したことが、義政の乱の主因とされている。

(17) 「鎌倉大草紙」（『新編埼玉県史』資料編7記録1鎌倉・室町）

(18) 上杉憲基施行状（安保文書・『埼』六九一号）及び、鎌倉府奉行人連署奉書（安保文書・『埼』六九二号）

(19) この件について、伊藤一美氏は註(10) 前掲論文で、一時没収は將軍足利義持からの任官吹挙や感状などにみられる幕府との結びつきを咎められたためとされている。

(20) 註(6) 前掲・峰岸論文

(21) 松本一夫「常陸国における守護及び旧族領主の存在形態」（『国史学』第一四〇号、一九九〇年）

(22) 註(21) 前掲・松本論文

東国内乱期における安保氏の立場について（森内）

(23) 註(8) 前掲書

(24) 註(8) 前掲書

(25) 山田邦明「関東武士と鎌倉府」（『鎌倉府と関東―中世の政治秩序と在地社会―』総論、一九九五年、校倉書房）。山田氏はこの中で、鎌倉府は佐竹・結城といった一部の大名を登用し保護するが、それ以外の外様に対してはそのような成長を極力阻止したのである」とされ、その結果上杉禅秀の乱において、「佐竹と結城は始めから反乱計画から除外されていた」と位置付けられている。

(26) 註(6) 前掲・山田論文、渡政和「京都様」の「御扶持」について―いわゆる「京都扶持衆」に関する考察―」（『武蔵大学日本文化研究』五、一九八六年）

(27) 註(10) 前掲・伊藤論文

(28) 後小松天皇口宣案（安保文書・『埼』六六六号及び六六七号）

(29) 佐藤博信「鎌倉府論ノート」（『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年）

(30) 江田郁夫氏は、「上杉禅秀の乱と下野」（『栃木県立文書館研究紀要』第二号、一九九八年）において、大石石見守某書下（鏝阿寺文書・『栃木県史』史料編 中世一九〇号）に、「於鎌倉御用心御事候」とあるのが、この満降謀反をさすとされている。

(31) 註(30) 前掲・江田論文

(32) 註(30) 前掲・江田論文

(33) 関東管領上杉禅秀奉書（神田孝平氏旧蔵文書・『神奈川県史』資料編3 古代・中世五四三〇号）

(34) 註(30) 前掲・江田論文

(35) 註(30) 前掲・江田論文

- (36) 足利持氏寄進状(鶴岡八幡宮文書・『埼』六八五号)
- (37) 註(30) 前掲・江田論文
- (38) 註(26) 前掲・渡論文
- (39) 註(30) 前掲・江田論文
- (40) 渡辺世祐『関東中心足利時代之研究』第三編第二章「禪秀の乱」によれば、この越幡六郎について、「鎌倉大草紙」「今川記」「喜連川判鑑」「鎌倉九代後記」「常陸名家譜」などの記述を比較した結果、越幡は小幡の誤記の可能性があり、犬懸家の家人であるならば、鎌倉府の評定を受ける必要がないとして、犬懸家家人も信じ難いとしている。しかし、「常陸の住人」とする点は全ての史料に共通している。また、常陸国とのかかわりが深い点については、山田邦明「犬懸上杉氏の政治的地位」(『千葉県史研究』第一号 別冊中世特集号「中世の房総、そして関東」二〇〇三年)で指摘されている。
- (41) 註(40) 前掲・山田論文
- (42) 註(6) 前掲・山田論文
- (43) 山田邦明「鎌倉府政権の構造と基盤」(『鎌倉府と関東—中世の政治秩序と在地社会—』総論、校倉書房、一九九五年)
- (44) 拙稿「畠山国清の乱における安保泰規の動向について」(『武蔵野』第七九巻第二号、二〇〇四年)
- (45) 長尾景仲書状(『埼』八〇六号)
- (46) 伊藤一美「室町期の安保氏」(註(2) 前掲書所収)
- (47) 註(44) 前掲拙稿
- (48) 註(40) 前掲山田論文。ここには、上杉系図をもとに作成された系図が示されている。
- (49) 註(40) 前掲山田論文
- (50) 註(40) 前掲・山田論文
- (51) 註(26) 前掲・渡論文
- (52) 上杉憲基施行状(安保文書・『埼』六九一号)
- (53) 彼らが京都扶持衆化していたことに触れた論考は多いが、例えば、註(6) 前掲・山田論文、註(26) 前掲・渡論文、清水亮「南北朝・室町期常陸国真壁氏の惣領と一族」(『地方史研究』第四九巻第一号、一九九九年)、小森正明「中世後期東国における国人領主の一考察—常陸真壁氏を中心として—」(『茨城県史研究』六二号、一九八九年)
- (54) 註(53) 前掲・小森論文。これによれば、「鎌倉府は、このような(筆写註・鎌倉府奉公衆である)宍戸氏及び町野氏等を、反鎌倉公方勢力たる「京都扶持衆」としての真壁氏及び小栗氏領の近辺あるいは旧領内に進出させることによって親幕府勢力の封じ込めを図った」とされており、安保氏の処遇も同様の事例と考えられる。
- (55) 久保田順一「白旗一揆に関する二・三の覚書」(『高崎市史研究』第一号、一九九一年)、他に久保田順一「南北朝・室町期の上野における在地領主の一揆について」(『群馬県史研究』二八号、一九八八年)